

## 各欄の記入要領

### ◆日野市よりお願い◆

所得 1,000 万円超の方で扶養対象の配偶者がいる受給者については、**摘要欄に必ず「配偶者氏名(同配)」と記入してください。**この記載が無いと、受給者の同一生計配偶者とみなされないことになり、配偶者の非課税証明書の発行が出来ない場合がある等、手続きに影響が生じる可能性があります。

#### ①住所欄

給与の支払いを受ける方の、令和 4 年 1 月 1 日現在の住民登録地を、受給者本人に確認のうえ、詳細に記入します。

#### ②受給者番号記載欄

事業所内で受給者番号がある場合は記入します。

#### ③氏名欄・個人番号記載欄

個人番号（マイナンバー）と氏名を記入します。受給者本人の確認に必要な事項となります。氏名と「フリガナ」は必ず記入してください。姓と名の間は 1 文字程の間隔を開けてください。

#### ④支払金額欄等

支払金額、給与所得控除後の金額、所得控除の額の合計額、源泉徴収税額の欄は国税庁発行の「令和 3 年分年末調整のしかた」を参照のうえ記入してください。

#### ⑤扶養親族等の欄について（下表）

(源泉)控除対象配偶者の有無等		配偶者(特別)控除の額	控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く。)						16才未満扶養親族の数	障害者の数 (本人を除く。)			
			特定		老人		その他			特別	その他		
有	従有	千円	人	従人	内	人	従人	人	従人	人	内	人	人

同一生計配偶者・・・受給者と生計を一にする、前年の合計所得金額が 48 万円以下の配偶者  
控除対象配偶者・・・同一生計配偶者のうち、受給者の合計所得金額が 1 0 0 0 万円以下の者

#### ・(源泉)控除対象配偶者の有無等

控除対象配偶者がいる場合は「有」欄に○を、いない場合は何も記入しないでください。ただし、所得 1,000 万円超の方で扶養対象の配偶者がいる場合は、摘要欄に「配偶者氏名(同配)」と記入してください。

控除対象配偶者が 70 歳以上の方（昭和 27 年 1 月 1 日以前の生まれ）は「老人」欄に○を記入してください。

#### ・配偶者(特別)控除の額

配偶者控除または配偶者特別控除を受ける場合は、受給者および配偶者の合計所得金額によって定められた次頁の表の控除額を記入します。

配偶者の合計所得金額		給与所得者の合計所得金額		
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1000万円以下
控除 配偶者	48万円以下	38万円	26万円	13万円
	老人控除対象配偶者	48万円	32万円	16万円
配偶者 特別控除	48万円超 95万円以下	38万円	26万円	13万円
	95万円超 100万円以下	36万円	24万円	12万円
	100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円
	105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円
	110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円
	115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円
	120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円
	125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円
	130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円

・控除対象扶養親族の数

(特定) 平成11年1月2日～平成15年1月1日の間に生まれた特定扶養親族の人数  
(老人) 昭和27年1月1日以前に生まれた老人扶養親族の人数を「人」欄に、それらのうち同居している父母・祖父母等の人数(配偶者の父母・祖父母を含む)を「内」欄に記入  
(その他) 平成15年1月2日～平成18年1月1日、昭和27年1月2日～平成11年1月1日の間に生まれた一般扶養親族の人数

・16歳未満扶養親族(年少扶養)・・・平成18年1月2日～生まれの方

・障害者の人数

(特別) 特別障害者で同居している方の人数を「内」欄へ、扶養親族(同一生計配偶者・年少扶養親族を含む)のうち、特別障害者の人数を「人」欄へ記入

(その他) 扶養親族(同一生計配偶者・年少扶養親族を含む)のうち、普通障害者の人数

・非居住者である親族の数

配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除、16歳未満扶養親族の対象となる扶養親族のうち所得税法上の非居住者に該当する方がいる場合、その人数を記入します。

⑥社会保険料の金額欄

社会保険料等の金額及び小規模共済等掛金の合計額を記入します(小規模共済等掛金の額は上段)。

⑦生命保険料の控除額欄・地震保険料の控除額欄

「給与所得者の保険料控除申告書」に基づいて控除した金額を記入します。

⑧住宅借入金等特別控除の額欄

年末調整の際に算出した住宅借入金特別控除の額を記入。算出した所得税額を上回る控除可能額のあるかたについても、この欄に記入していただけるのは、算出した所得税が上限になります。

⑨摘要欄

・普通徴収に該当する方がいる場合、普通徴収に該当する理由の符号(普A～普F)を必ず記入したうえで『普通徴収切替理由書』も一緒にご提出ください。

・受給者の合計所得金額が1,000万円を超えており、同一生計配偶者がいる場合は「配偶者氏名(同配)」と記入します。

・受給者の合計所得金額が1,000万円を超えている方の同一生計配偶者が、普通障害者・特別障害者・同居特別障害者の場合は「配偶者氏名(同配)」と記入したうえで、上部の「障害者の数」欄の該当欄に人数を加えてください。

- ・年末調整をした方で、ほかの支払者の給与等を合算している場合は、必ずその支払者名、所在地、給与支払額、社会保険料、源泉徴収税額、退職年月日を記入します。
- ・受給者が事業専従者の場合は、「専従者」と記入します。
- ・租税条約に基づいて課税の免除を受ける受給者については「〇〇条約〇〇条該当」と朱書します。
- ・所得金額調整控除（⑮に詳細あり）の適用がある場合は、該当する条件に応じて摘要欄に記入して下さい。

⑩⑪生命保険の金額・住宅借入金特別控除の額の内訳欄

- ・新生命保険料の金額・旧生命保険料の金額  
令和3年中に支払った一般の生命保険料のうち、平成24年1月1日以後の契約に基づいて支払った金額を「新生命保険料の金額」欄へ、平成23年12月31日以前の契約に基づいて支払った金額を「旧生命保険料の金額」欄へ記入します。
- ・介護医療保険料の金額  
令和3年中に支払った介護医療保険料の金額を記入します。
- ・新個人年金保険料の金額・旧個人年金保険料の金額  
令和3年中に支払った個人年金保険料のうち、平成24年1月1日以後の契約に基づいて支払った金額を「新個人年金保険料の金額」欄へ、平成23年12月31日以前の契約に基づいて支払った金額を「旧個人年金保険料の金額」欄へ記入します。
- ・旧長期損害保険料の金額  
地震保険料の控除額のうち平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約に係る控除額が含まれている場合には、令和3年中に支払った当該長期損害保険料の金額を記入します。
- ・住宅借入金等特別控除  
年末調整の際に住宅借入金等特別控除の適用がある場合、当該控除の適用数、居住開始年月日、住宅借入金等特別控除区分、住宅借入金等年末残高、住宅借入金等特別控除可能額を記入します。

⑫（源泉・特別）控除対象配偶者記載欄

配偶者控除または配偶者特別控除の適用を受けた受給者について、配偶者の令和3年中の合計所得金額と個人番号（マイナンバー）を記入します。  
対象者が所得税法上における非居住者に該当する場合は区分欄に「〇」を記入します。

⑬控除対象扶養親族、16歳未満の扶養親族記載欄

それぞれに控除対象扶養親族または16歳未満の扶養親族の名前、個人番号（マイナンバー）を記入します。対象者が所得税法上における非居住者に該当する場合は区分欄に「〇」を記入します。

⑭基礎控除→年末調整した受給者のみ記載して下さい

合計所得金額2,400万円超から、合計所得金額に応じて控除額が変わります。ここでの合計所得金額とは、従たる給与等を含めた本年中の全ての所得を含めたものを示します。合計所得金額を計算する際は、所得金額調整控除の両方(⑮の(1)と(2)の両方)を考慮してください。

基礎控除の額は以下の通りになります。ただし、基礎控除の額が48万円の場合は記入する必要はありません。

合計所得金額	基礎控除の額	記載方法
2,400万円以下	48万円	記載不要
2,400万円超、2,450万円以下	32万円	320,000
2,450万円超、2,500万円以下	16万円	160,000
2,500万円超	なし	0

⑮所得金額調整控除額→年末調整した受給者のみ記載して下さい

令和3年度より給与収入 850 万円を超える者の給与所得控除金額が引き下げられましたが、経済的負担を鑑みて子供・特別障害者等を有する者の所得金額から一定の金額を控除する制度になります。(1)

また、給与所得と年金所得がある者で、双方の控除額が 10 万円引き下げられることによる負担増を生じないようにするために、設けられた制度になります。(2)

給与支払報告書内の所得金額調整控除額は(1)の控除額のみを記入してください。ただし、基礎控除や配偶者控除等の合計所得金額の見積額を計算する際は(1)と(2)の両方を考慮して計算してください。

(1)給与の収入が 850 万円を超えていて以下の表に該当する場合は、所得金額調整控除の額を記入して下さい。また、該当する要件に応じて、摘要欄には次のように記入して下さい。

要件	記載方法
本人が特別障害者	記載不要（「本人が障害者」の「特別」欄に○は付ける）
同一生計配偶者が特別障害者	同一生計配偶者の氏名（同配）
扶養親族が特別障害者	扶養親族の氏名（調整）
扶養親族が年齢 23 歳未満	

ただし、上記「同一生計配偶者」又は「扶養親族」の氏名が

- ・「(源泉・特別)控除対象配偶者」欄
- ・「控除対象扶養親族」欄
- ・「16 歳未満の扶養親族」欄

に記載されている場合は、記載を省略出来ます。

◆所得金額調整控除＝（給与の収入金額－850 万円）×10 パーセント

※給与の収入金額が 1,000 万円を超える場合、計算上使用する収入金額は 1,000 万円

(2)給与所得と年金所得の双方を有し、その合計額が 10 万円を超える場合は片方に係る控除のみが減額になります。

◆所得金額調整控除＝ {給与所得（10 万円超の場合は 10 万円）＋年金所得（10 万円超の場合は 10 万円）} －10 万円

⑯本人が該当する事項

「未成年者」から「勤労学生」までの各欄は、その受給者について該当する欄に○を記入します。

◆寡婦・ひとり親について→年末調整した受給者のみ記載して下さい

寡婦:(1)夫と離婚した後婚姻をしていない者のうち次の要件を満たすもの

- (ア):扶養親族を要すること
- (イ):合計所得金額が 500 万円以下であること
- (ウ):事実上の婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと

(2)夫と死別した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者のうち、次の要件を満たすもの

- (ア):合計所得金額が 500 万円以下であること
- (イ):事実上の婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと

ひとり親:現に婚姻をしていない者又は配偶者の生死の明らかでない一定の者のうち、次の要件を満たすもの

- (ア)生計を一にする子を有すること  
(他の者の控除対象配偶者又は扶養親族とされておらず、総所得金額等が 48 万円以下)
- (イ)合計所得金額が 500 万円以下であること
- (ウ)事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと

⑰中途就・退職欄

年の中途での就職・退職（死亡退職を含む）をした場合は「中途就・退職」欄該当に○をつけその年月日を記入します。

⑱生年月日欄

受給者本人の確認に必要な事項です。必ず記入してください。元号欄には和暦を記入します。

⑲支払者欄

給与等の支払者の住所（居所）または所在地、氏名または名称、個人番号または法人番号、電話番号を記入します。

個人番号を記入する場合は左端を空白にし、右詰めで記入します。

☆注意事項☆

・給与支払報告書（個人別明細書）は、1人につき2部（複写）作成し、令和4年1月1日現在において給与等の支給を受けているすべての受給者のものを市区町村（原則として受給者の令和4年1月1日現在の住民登録地の市区町村）に提出してください。

なお、年の中途で退職した受給者については、令和4年1月31日までに、退職時の住民登録地の市区町村に提出してください。

・給与支払報告書（個人別明細書）は、一人につき2部（複写）作成し、総括表を付けて（各自治体から送付する指定総括表がある場合はそちらを利用してください）令和4年1月31日までに送付してください。

・個人別明細書は当該年度の様式のものを使用してください。

・印字する場合は枠からずれないように注意してください。

・印字がずれている場合、所得や控除等の金額が異なり、税額等に影響が生じる可能性があります。

・市・都民税の徴収方法は原則として「特別徴収」となります。

・普通徴収該当者がいる場合は、普通徴収に該当する符号を摘要欄に記載いただき、普通徴収切替理由書を必ず添付してください。（例 普A 普B 等）

・ゴム印等を使用して記載する際は、他の記載事項に重ならないようにしてください。

・提出後に、訂正がある場合は、新たに給与支払報告書を作成し、摘要欄等に赤字で「訂正分」と記載し、訂正内容を明記のうえ、再提出してください。